

令和 3 年度

大田市財政健全化審査意見書  
公営企業会計経営健全化審査意見書

大田市監査委員

監 第 3 5 号

令和4年8月19日

大田市長 楫野弘和様

大田市監査委員 富田正治

大田市監査委員 石田洋治

令和3年度大田市財政健全化審査意見及び  
公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度大田市財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、別紙のとおり意見を付して提出します。

## 【 目 次 】

第1. 審 査 の 対 象 .....	1
第2. 審 査 の 期 間 .....	1
第3. 審 査 の 概 要 .....	1
第4. 審 査 の 結 果 .....	1
(1) 総 合 意 見 .....	1
(2) 個 別 意 見 .....	2
(3) 是正改善を要する事項 .....	4

# 令和3年度大田市財政健全化及び 公営企業会計経営健全化審査意見書

## 第1. 審査の対象

令和3年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 第2. 審査の期間

令和4年7月25日から令和4年8月19日まで

## 第3. 審査の概要

この審査に当たっては、大田市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として、計数の確認を行うとともに、担当者の説明を聴取し審査した。

## 第4. 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された以下の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

次に、健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率においてはいずれも赤字額はなく、比率算定の要件に該当しなかった。実質公債費比率及び将来負担比率においても、早期健全化基準を下回っている。

また、3公営企業（水道事業・病院事業・下水道事業）、及び令和3年4月から事業が開始となった大田市駅周辺土地区画整理事業（区画整理）を加えた法非適用3特別会計（生活排水処理事業、農業集落排水事業、大田市駅周辺土地区画整理事業）ともに、資金不足額は無い。

以上のことから、財政運営は適正に行われていると認められる。

国の経済対策により、ウイズコロナ・ポストコロナなどの対策が講じられたことから、市税収入は改善傾向となっており、地域経済活動に回復の兆しが見えはじめたところではあるが、地方交付税、市債などの財源に依存した財政状況が続いていることから、引き続き事務事業の優先度や緊急度を精査するなど、創意工夫をこらし将来を

見据えた財政運営を行い、財政健全化並びに経営健全化に努められたい。

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準	令和2年度	令和2年度 早期健全化基準
①実質赤字比率	-	12.88	20.00	-	12.91
②連結実質赤字比率	-	17.88	30.00	-	17.91
③実質公債費比率	12.1	25.0	35.00	12.7	25.0
④将来負担比率	88.3	350.0		87.3	350.0

○ 資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	令和3年度	経営健全化基準	財政再生基準	令和2年度
生活排水処理事業	-	20.0		-
農業集落排水事業	-			-
大田市駅周辺 土地区画整理事業	-			-
水道事業	-			-
病院事業	-			-
下水道事業	-			-

(2) 個別意見

○健全化判断比率

① 実質赤字比率

普通会計における実質収支額は、827,463千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。

なお、黒字額は前年度より533,722千円増加している。

② 連結実質赤字比率

普通会計及びその他7特別会計の実質収支額と3公営企業会計(水道事業・病院事業・下水道事業)における資金不足額・剰余金(連結実質赤字比率){流動資産－控除財源－(流動負債－控除企業債等)－算入地方債の現在高}の合計額は、2,522,010千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。

なお、黒字額は、前年度より1,135,813千円増加している。

内訳としては、普通会計で533,722千円の増加、国民健康保険事業を含め7特別会計で65,013千円の増加、及び3公営企業会計で537,078千円の増加となっている。

### ③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、令和3年単年度は11.8%（令和2年度11.0%、令和元年度13.7%）、3ヶ年平均では前年度から0.6ポイント下がり12.1%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の合計額から控除する特定財源及び基準財政需要額に算入された公債費等が減少したことなどから、分子が133,631千円（前年度比11.4%）増となり、また、分母も標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）の増などに伴い、371,732千円（前年度比3.5%）増となったことにより、単年度の比率は上昇することとなった。

その一方、3ヶ年平均が前年度から0.6ポイント下がった要因は、3ヶ年の中で高かった平成30年度（13.5%）の数値が除かれたことによる。

### ④ 将来負担比率

普通会計が将来負担すべき額から、充当可能な基金等の財源を控除した実質的な負担額の標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）に対する比率は88.3%（前年度87.3%）で前年度比1.0ポイント上昇したが、早期健全化基準350.0%を下回っている。

なお、前年度より1.0ポイント上がった主な要因は、分子の将来負担額が、普通会計の地方債現在高や普通会計以外の会計の地方債元金償還にあてる普通会計からの繰入金が増となったことなどから438,078千円（前年度比4.7%）増となったこと、また、分母の標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）が、371,732千円（前年度比3.5%）増となり、分子の増加額が大きかったことによる。

### ○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、法非適用3特別会計（生活排水処理事業、農業集落排水事業、大田市駅周辺土地区画整理事業）においては、いずれも実質収支額は0千円と収支の均衡が保たれており、資金不足となっていないことから算定すべき要件に該当しない。

次に、3公営企業（水道事業、病院事業、下水道事業）における正味資本は、水道事業が567,992千円（前年度比較16,989千円の減少）で、病院事業は864,296千円（前年度比較547,526千円の増加）で、下水道事業が71,442千円（前年度比較6,541千円の増加）であり、資金不足となっていないことから、算定すべき要件に該当しない。

なお、法非適用3特別会計に対する一般会計からの繰入金の総額は、増加しており、基準外繰入金も増加している。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はないが、各指標の分析をもとに、その変動要因の把握に努められ、適切な財政運営に取り組まれない。